

第一級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 次の記述は、電波法に規定する「無線局」の定義である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局」とは、無線設備及び□の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

- 1 無線設備を所有する者
- 2 無線設備の操作を行う者
- 3 無線設備の管理を行う者
- 4 無線設備の操作の監督を行う者

〔2〕 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、□電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 高調波の強度等
- 2 変調度等
- 3 空中線電力の偏差等
- 4 電波の型式等

〔3〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 2 日本の国籍を有しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者

〔4〕 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 運用の停止を命じた無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局が免許記録に記録されている空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。

〔5〕 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 電波の型式の制限
- 2 通信の相手方又は通信事項の制限
- 3 再免許の拒否
- 4 無線局の運用の停止

〔6〕 無線局の免許人は、免許記録に記録した免許人の住所に変更を生じたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に無線設備の設置場所の変更の申請をする。
- 2 総務大臣に免許記録の訂正を申請する。
- 3 総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 4 免許記録の写し又は免許事項証明書を訂正し、その旨を総務大臣に報告する。

第一級海上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、どれによらなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 通信の相手方となる無線局が要求するもの
- 2 無線局の免許の申請書に記載したもの
- 3 免許記録に記録されているものの範囲内で通信を行うため必要最小のもの
- 4 免許記録に記録されているものの範囲内で通信を行うため必要最大のもの

〔8〕 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめる。
- 2 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめる。
- 3 発射しようとする電波の空中線電力が十分であることを確かめる。
- 4 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定する。

〔9〕 次の記述は、船舶局の機器の調整のための通信について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、、これに応じなければならない。

- 1 遭難通信を行っている場合を除き
- 2 責任者の許可を得て
- 3 一切の通信を中止して
- 4 支障のない限り

〔10〕 デジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。）において、自局に対する呼出しを受信した船舶局は何分以内に応答することになっているか。次のうちから選べ。

- 1 5分
- 2 8分
- 3 10分
- 4 15分

〔11〕 船舶局は、安全信号を受信したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 その通信が自局に関係のないものであってもその安全通信が終了するまで受信する。
- 2 できる限りその安全通信が終了するまで受信する。
- 3 その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信する。
- 4 一切の通信を中止してその安全通信が終了するまで受信する。

〔12〕 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

- 1 いずれから発せられたかを問わず
- 2 公海で発せられた場合には
- 3 自国の領海で発せられた場合には
- 4 自国の領海及び公海で発せられた場合には